

## 日本専門医機構との専門研修プログラムの認定に向けた協議について

### 1 専門医制度新整備指針（平成29年6月（第2版））

「専門研修プログラムの審査・認定について」

- ・専門研修プログラム整備基準に基づいて、基本領域学会が一次審査を行い、機構は二次審査を行い検証する。
- ・専門研修プログラムの認定に際しては、地域分布に配慮を行うため、機構は、各領域の研修プログラムを承認するに際して、**都道府県、市町村、医師会、大学、病院団体等からなる各都道府県協議会と事前に協議し決定する。**

### 2 平成29年6月27日付け医政局医事課長通知

#### ＜都道府県協議会の協議事項＞

- (1) 日本専門医機構（以下「機構」）からの情報提供により、管内の基幹施設等におけるプログラムの内容を把握
- (2) プログラムの内容について、地域医療提供体制を現状より悪化させることがないか確認、検討等（チェックリスト有り）  
基幹施設等、病院団体、基幹施設等が所在する市町村等に対して、プログラムに関して改善が必要なことについて照会
- (3) **確認、検討等の結果、改善を要する事項については、機構へ提出**（状況が改善しない場合は適宜、厚生労働省に報告）
- (4) 改善を要する事項の調整等が全て終了後、都道府県協議会で確認した旨を厚生労働省へ報告

### 3 平成29年8月29日地域医療支援センター運営委員会での協議

- (1) 機構から提供のあった専門研修プログラムの情報（10領域）を提供
- (2) 基幹施設等、病院団体等に意見照会を行った上で、医政局医事課長通知に基づくチェック項目等による確認を行う。
- (3) 意見照会及び確認項目の結果を基に、次回協議会において、機構及び厚生労働省への報告内容について検討する。

### 4 その他

プログラム認定後のプログラム運用実績についても、都道府県協議会で確認、検討等を行うこととなる。

### 専門研修 基本領域別 プログラムの申請状況

基本領域	日本専門医機構 提供データの 有無	基幹施設数 (プログラム数)		
		合計	大学病院	大学病院以外
内科	○	34	4	30
小児科	○	13	3	10
皮膚科	○	5	4	1
精神科	○	4	4	0
外科	○	20	4	16
整形外科	○	5	4	1
産婦人科	○	8	4	4
眼科	○	6	4	2
耳鼻咽喉科	○	4	4	0
泌尿器科	○	4	4	0
脳神経外科	○	4	4	0
放射線科	○	4	4	0
麻酔科	○	9	4	5
病理	○	5	4	1
臨床検査	○	3	3	0
救急科	○	9	4	5
形成外科	○	3	3	0
リハビリテーション科	○	5	4	1
総合診療	○	11	4	7
計	19	156	73	83

(平成29年10月1日時点)

※網掛けは整備指針等により各都道府県に複数の基幹施設が必要とされた基本領域